

公募要領

1. 事業名 「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業

2. 事業の趣旨

文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材，高品位材等，市場からの調達が困難なもの），^{ひわだ}檜皮，^{かや}茅，^{うるし}漆等の植物性資材（以下，「修理用資材」という。）の確保や当該資材に関する技能者の育成等に関する普及啓発活動，保存修理現場の公開等を通じて，文化財修理用資材等に関する国民的理解を図る。

3. 事業の内容

ふるさと文化財の森，若しくはふるさと文化財の森センター，又は国宝・重要文化財建造物等の保存修理現場等において，材料の育成，資材の採取・加工，文化財建造物における使われ方等に関する公開セミナー，講習会，体験，実演，保存修理現場の公開，展示，講演会等

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の（１）から（３）の要件を満たしているもの。

（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお，未成年者，被保佐人又は被補助人であって，契約の締結のために必要な同意を得ている者は，同条中，特別の理由がある場合に該当する。

（２）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（３）次のいずれかに該当する団体であること。

① 法人格を有する団体

② 法人格を有しないが，以下の要件を満たしている非営利の団体

- ・定款，寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ・団体の意思を決定し，執行する組織が確立していること。
- ・自ら経理し，監査する等の会計組織を有すること。
- ・団体活動の本拠としての事務所を有すること。

5. 事業規模（予算）及び採択数

事業規模：1件当たり，100万円～250万円を限度とする。

採 択 数：5件（予定） 採択件数は専門委員会が決定する。

※本事業は令和7年度予算の成立を前提としたものである。

6. 選定方法等

(1) 選定方法

専門委員会において、提出された企画提案書にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての企画提案者に選定結果を通知する。

7. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は特に求めないものとする。

8. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出先、企画競争の内容を示す場所及び問合せ先

〒602-8959

京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4

文化庁文化資源活用課 修理指導部門

TEL 075-451-4111 (代) (内線9684)

E-mail furumori@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

①用紙サイズをA4縦判，横書きとする。

②電子メールで提出すること。

(3) 提出書類

①企画提案書及び誓約書（所定の様式）

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合はその写し

③その他必要と思われる資料

※ 企画提案者が実行委員会形式の場合には、実施体制の中で主要な団体の資料を提出すること。

※ 再委託を行う場合には、再委託の必要性等を記載した資料を提出すること。

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和7年1月17日（金）18時

（電子メールの提出時間については「送信時」に提出されたものとみなす。）

提出先：上記（1）のとおり

(5) その他

- ① 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ② 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差し替えは一切認めない。
- ③ 提出時の郵送、メール上の事故等の責任を文化庁は一切負わないものとする。
- ④ 企画提案書等は、文化庁に設置する「ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会」（以下、「専門委員会」という）委員及び本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開又は特定の者へ開示を行うことがあるので、一切の秘密情報が含まれないものとし、公開に当たって発生するリスクについては提案者が負うものとする。
- ⑤ 採択された場合の企画提案書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。
- ⑥ 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

9. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することになったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、独立行政法人又は国立大学法人には適用しない。

10. 契約締結

- (1) 選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。
- (2) 国の契約は、会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めること。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその際委託先にも十分周知すること。

11. スケジュール

- (1) 公募開始：令和6年12月12日（木）
- (2) 公募締切：令和7年1月17日（金）18時
- (3) 審査：令和7年2月中旬以降
- (4) 契約締結：令和7年4月上旬以降
- (5) 契約期間：契約締結日から令和8年3月6日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合には、この旨を再委託先にも十分周知してください。

12. 本件に関する質問等

様式は自由とし、質問者名、団体名、役職名、電話番号、E-mail アドレスを明記の上、上記8の（1）にE-mail にて行うこと。

公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示回答するが、審査に関する質問については回答しない。

13. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書及び事業計画書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること（文化庁委託業務実施要領 https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/93660501_01.pdf）。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況になった場合には、速やかに発注者に届け出ること。
- (3) 選定した企画の内容は、文化庁と選定された者との協議の上、変更することがある。
- (4) 採択件数は現時点での予定であり、増減する場合がある。最終的な採択件数は委員会が決定する。
- (5) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提

出いただく必要がありますので、事前の準備の程、よろしくお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳（再委託先が子会社等の場合に利益控除に留意）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 別紙（銀行口座情報）
- ・ 任意団体に関する事項（任意団体である場合）